

(案)

単 価 契 約 書

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と _____
_____（以下、「乙」という。）とは、「経（委業委）第 2 号 平成 29
年度 静岡市元気いきいき！シニアサポーター事業 地場産品購入」業務において、単価
契約物品を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の要領）

第 2 条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 品名・規格 | 別紙および仕様書のとおり |
| (2) 単価 | 別紙のとおり |
| (3) 契約保証金 | 免除 |
| (4) 契約期間 | 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書のとおり |

（納入方法）

第 3 条 乙は、前条第 4 号の契約期間内において、甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに物品を前条第 5 号の場所に納入するものとする。

（納入検査等）

第 4 条 甲は、前条の納入があったときは、乙の職員の立会いのもとに検査を行う。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 3 物品の引渡しは、甲の検査に合格したときをもって完了する。

（危険負担）

第 5 条 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又は損傷したものの損失は、乙の負担とする。

- 2 前条第 1 項又は第 2 項の検査完了までに生じた物品の亡失、損傷等は、全て乙の負担とする。

(案)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(代金の支払)

第7条 乙は、一括納入する物品については物品引渡し後に、その他のものについては毎月初めに前月中に納入した分をとりまとめ甲の確認を得てその代金を甲に請求するものとし、甲は、乙からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項における支払代金額は、確定した数量に第1条第2号に記載された単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(遅滞金)

第8条 乙が物品を甲の指定する期日までに納入しない場合は、甲は、遅滞金を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞金は、その期日の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金（遅滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）の2,000分の1に相当する金額とする。

2 天災地変で甲がやむを得ないと認める理由又は甲の都合により乙が納入期日までに物品を納入できないときは、遅滞金を徴収しないものとする。

(内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

(契約の解除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

(案)

- イ 暴力団（静岡県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前 2 号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

- 2 乙は、前条に規定する中止期間が 3 か月以上に及ぶときは、甲と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。

(会長への報告等)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、会長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(損害賠償)

第12条 第 10 条第 1 項の規定により契約を解除され甲に損害を生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

- 2 第 10 条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第13条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 2 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第 11 章の規定又は刑法（明治 40 年

(案)

法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を越える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 第 1 項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成 15 年規則第 47 号）第 47 条第 3 項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第 1 項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(費用負担)

第14条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(定めのない事項等の処理)

第15条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市葵区城内町 1 番 1 号
社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
会長 名

乙